

SPC JINJIKEN NEWS

市営バス運転手の退職手当全額不支給は妥当 最高裁 (4/18)

運賃 (1,000 円) を着服して懲戒免職となった京都市営バスの運転手が、退職手当 (約 1,200 万円) を全額不支給とした市の処分取消しを求めた裁判で、最高裁は 17 日、全額不支給は妥当と判断した。公務遂行中の公金着服であることを重く見たもの。一審では運転手側の請求が退けられたが、二審では退職手当の給与の後払い的性格を考え、行為の程度や内容に比して酷だとして、市の処分を取り消していた。

ハローワーク 求職求人情報の提供に AI 活用へ (4/23)

厚生労働省は 22 日、ハローワークの職員が求職者と求人のマッチングに人工知能 (AI) を活用する実証実験を、9 月にも始めると発表した。全国 10 カ所のハローワークで実施する。求人を出している企業には AI が求職者への条件緩和策などを職員が適切だと判断したものを紹介することで業務効率向上につなげる。

健保組合の保険料率 過去最高 (4/24)

健康保険組合連合会は 23 日、2025 年度の平均保険料率が 9.34% で過去最高になるとの予算推計を公表した。経常収支は 3,782 億円の赤字で、全国の 1,372 組合のうち 76% に当たる 1,043 組合が赤字となる見込み。保険料収入は前年度より 4.3% 増の 9 兆 2,685 億円となったが、後期高齢者医療に充てる拠出金の増加により、経常支出が同 1.1% 増の 9 兆 7,717 億円と、収入を上回った。

氷河期世代支援 3 本柱 6 月めどにとりまとめ (5/1)

政府は 25 日、就職氷河期世代への支援策を議論する関係閣僚会議の初会合を開いた。石破首相は就労・処遇の改善、社会参加、高齢期への備えの 3 つの柱を据え、支援策の拡充を指示した。重点施策として、リスクリングの支援拡充や農業・建設業・物流業の分野における就労拡大、公務員や教員としての積極採用などを挙げており、6 月をめどにとりまとめ、経済財政運営の改革と基本方針 (骨太の方針) に盛り込む。

マイナ保険証 3 月の利用率 27% (5/2)

厚生労働省は 1 日、2025 年 3 月のマイナ保険証の利用率が 27.26% (前月から 0.64 ポイント増加) だったと公表した。利用率の伸びは鈍化している一方、利用件数は 6,643 万件と過去最高だった。利用率の内訳は、病院での利用率は 46.33%、歯科診療所で 40.37%、内科診療所で 25.44%、薬局で 23.45%。

24 年度求人倍率は 1.25 倍で 2 年連続低下 (5/3)

厚生労働省が 2 日に発表した 2024 年度平均の有効求人倍率は 1.25 倍と、23 年度を 0.04 ポイント下回り、2 年連続で低下した。24 年度の月平均有効求人数は約 240 万人 (23 年度比 3.0% 減)、有効求職者数は約 192 万人 (同 0.2% 増) だった。物価高や原材料価格高騰などの影響を受け、建設業や製造業を中心に求人数が落ち込んだ。

「労働者」基準見直し 議論開始 (5/3)

厚生労働省は 2 日、労働基準法上の「労働者」基準の見直しに関する有識者研究会を発足し、議論を開始した。現行基準の基となった報告書のとりまとめから 40 年が経過し、AI やアルゴリズムにより指示を受けるギグワーカーなどの働き手が増加する一方、労働者に該当するか不明確で保護が不十分などの批判がある。働き手の経済的依存度や労使の交渉力の差の有無を基準に含めるなどを検討するほか、企業側に労働者に該当しないことの立証責任を負わせるかも論点となる。

観光・物流業界における資格と賃金一覧作成 厚労省 (5/8)

厚生労働省は、観光や物流業界で資格を持つ人がどのような待遇を得ているかの調査を、早ければ 9 月にも始める。2025 年度中に当業界で働く人の資格と賃金水準の一覧をつくり、技能検定などの資格取得によりどの程度収入を得られるか、具体的な金額の幅を示すことで見える化し、「Job tag (ジョブ・タグ)」に掲載する。

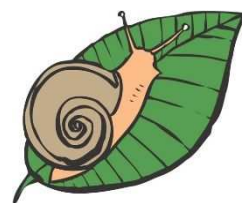
改正労働安全衛生法成立 (5/9)

職場の安全対策に個人事業者（フリーランス等）も取り込む改正安衛法が 8 日、衆院本会議で可決・成立した。個人事業者の労災事故に関する報告制度が設けられ、発注者には労基署への報告を義務付ける。危険な業務を行う個人事業者には安全衛生教育を受けることを義務付ける。また、ストレスチェック実施の義務対象を全事業所に拡大し、高齢者の労災対策実施を企業の努力義務とする。

「特定技能」に 3 業種追加 (5/13)

政府は、人手不足が深刻な業種に限って認める「特定技能」の対象分野に、3 分野を加えて全 19 に拡大する方針を、近く有識者会議で示す。追加するのは、「物流倉庫」「廃棄物処理」

「リネンサプライ」。25 年 12 月の閣議決定を目指して、27 年にも企業が採用を始められるよう、在留資格の制度を変更する。



年金改革関連法案 閣議決定 (5/16)

政府は 16 日、年金改革関連法案を閣議決定した。パート労働者の厚生年金の加入拡大（「106 万円の壁」撤廃）、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金標準報酬月額の上限引上げ等が盛り込まれている。当初案に含まれていた、第 3 号被保険者制度の撤廃、基礎年金の底上げは削除された。今国会での成立を目指しており、早ければ 20 日の衆院本会議で審議入りする見通し。

2025 年春闘 賃上げ 5.38% (5/23)

経団連は 22 日、大手企業（500 人以上）の 2025 年春闘での回答・妥結状況の第 1 回集計結果を発表した。平均賃上げ率は 5.38% で、前年同期を 0.2 ポイント下回ったものの、2 年連続で 5% 台を超えた。平均賃上げ額は 1 万 9,342 円だった。



重要チェック

令和7年度の労働保険の年度更新期間は6月2日(月)～7月10日(木)です

厚生労働省から、令和7年度の労働保険の年度更新のお知らせがありました。申告・納付の期間などを確認しておきましょう。

令和7年度の労働保険の年度更新のお知らせ(厚生労働省)

安心して働きたい!

令和7年度
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.2月～7.10木

申告と納付はお早めに

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp

令和7年度の年度更新のポイント

- ☑ 年度更新期間は
6月2日(月)～7月10日(木)です。
- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けられており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
※電子申請は6月1日(日)から可能ですが、受付は6月2日(月)となります。

★今回の年度更新では、令和7年度から雇用保険率が改定されたことから、令和6年度の確定保険料は改定前の雇用保険率、令和7年度の概算保険料は改定後の雇用保険率を用いて計算する点に注意が必要です。



重要改正

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
国税庁が情報提供開始

これまでもお伝えしてきましたが、令和7年度の税制改正により、次のような改正が行われることになりました。

令和7年度税制改正(源泉所得税関係)の概要

- 所得税の基礎控除について、その額を最大48万円から「最大58万円」に引き上げ
さらに、特例により、その額をさらに引き上げ、「最大95万円」に
- 給与所得控除について、最低保障額を55万円から「65万円」に引き上げ
- 19歳から22歳までの大学生年代の子等の給与収入が150万円までは親等が所得控除(63万円)を受けられる「特定親族特別控除」を創設。
なお、給与収入が150万円を超えた場合の控除額は段階的に逓減
- 扶養親族等の範囲について、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下から「58万円以下」に引き上げ など

次ページへ続く



前ページに記載した改正規定は、令和 7 年分の所得税について、**令和 7 年 12 月に行う年末調整から適用**される。そのため、当該年末調整においては、次のような点に留意が必要！

- ☐ 改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる従業員がいないかを確認する必要がある。
……従業員から、新たな「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受け、確認
- ☐ 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員がいないかを確認する必要がある。
……従業員から、新設される（他の様式に織り込まれる）「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受け、確認
- ☐ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算を行う必要がある。

〈補足〉毎月の給与等からの所得税の源泉徴収事務においては、令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与等から、新たな源泉徴収税額表を用いることとされています（「扶養親族等の数」の数え方に変更あり）。

★国税庁では、これらの改正について、専用のページを設け、情報の提供を始めました。年末調整が近づいてきましたら、国税庁の情報などから抜粋して、より具体的な内容をお伝えします。

チェック！

2025 年版 中小企業白書・小規模企業白書を公表(中小企業庁・経産省)

2025 年版の中小企業白書・小規模企業白書が、閣議決定され、公表されました。

本年版では、円安・物価高の継続や「金利のある世界」の到来による生産・投資コスト増、構造的な人手不足など、激変する環境において、中小企業・小規模事業者が課題を乗り越え、成長・持続的発展を遂げるに当たっては、「経営力」が重要であるとして、分析が行われています。その概要を抜粋して紹介します。

……………2025 年版中小企業白書・小規模企業白書／経営力の向上のために重要となる取組例……………

共通	「成長・発展」と課題解決両方の実現のため、大前提として経営者の「経営力」の向上が重要 ①個人特性面：異業種・広域ネットワークで他の経営者と交流し、学び直しに取り組む経営者の成長意欲の高さは業績向上に寄与 ②戦略策定面：経営計画策定・実行、差別化や市場環境を意識した適切な価格設定を行う戦略的経営は業績向上や質上げ・投資を促進 ③組織人材面：経営理念、業績・経営情報の共有を重視するオープンな経営は業績向上に寄与。質上げ、社内コミュニケーション円滑化、働き方・職場環境改善など、従業員を大切にすると人材経営は従業員の確保・維持に貢献	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="97 1301 791 1673"> 「成長・スケールアップ」に向けた経営力の向上 ①売上高規模ごとに存在する「成長の壁」の打破 ☐ 成長を加速させる段階では、経営者にないスキルを持つ補完型人材確保、職権分散による一人経営体制の克服が必要 ☐ 売上高 100 億円以上では、事業拡大・多角化する組織を経営者と共に支える経営人材や DX 人材の確保・育成が必要 ②M&A・イノベーション・海外展開は成長への戦略的手段 ☐ 経営者主導の PMI で信頼関係を構築し、シナジー効果獲得 </td><td data-bbox="791 1301 1474 1673"> 「持続的発展」に向けた経営力の向上 ①差別化と経営の振り返りによる独自の強み・付加価値の創出 ☐ 「尖った」商品により顧客を獲得することが重要 ☐ 希少性を確保する企業は、売上げ・人材確保にも好影響 ☐ 経営計画策定を通じて経営者のリテラシーを高め、経営振り返りと改善のサイクルを通じた「経営の自走化」を目指す ②地域の社会課題解決事業を担うビジネスの推進 ☐ 営利事業として取り組んでいる企業は、業績にも好影響 </td></tr> </table>	「成長・スケールアップ」に向けた経営力の向上 ①売上高規模ごとに存在する「成長の壁」の打破 ☐ 成長を加速させる段階では、経営者にないスキルを持つ補完型人材確保、職権分散による一人経営体制の克服が必要 ☐ 売上高 100 億円以上では、事業拡大・多角化する組織を経営者と共に支える経営人材や DX 人材の確保・育成が必要 ②M&A・イノベーション・海外展開は成長への戦略的手段 ☐ 経営者主導の PMI で信頼関係を構築し、シナジー効果獲得
「成長・スケールアップ」に向けた経営力の向上 ①売上高規模ごとに存在する「成長の壁」の打破 ☐ 成長を加速させる段階では、経営者にないスキルを持つ補完型人材確保、職権分散による一人経営体制の克服が必要 ☐ 売上高 100 億円以上では、事業拡大・多角化する組織を経営者と共に支える経営人材や DX 人材の確保・育成が必要 ②M&A・イノベーション・海外展開は成長への戦略的手段 ☐ 経営者主導の PMI で信頼関係を構築し、シナジー効果獲得	「持続的発展」に向けた経営力の向上 ①差別化と経営の振り返りによる独自の強み・付加価値の創出 ☐ 「尖った」商品により顧客を獲得することが重要 ☐ 希少性を確保する企業は、売上げ・人材確保にも好影響 ☐ 経営計画策定を通じて経営者のリテラシーを高め、経営振り返りと改善のサイクルを通じた「経営の自走化」を目指す ②地域の社会課題解決事業を担うビジネスの推進 ☐ 営利事業として取り組んでいる企業は、業績にも好影響	

★中小企業白書・小規模企業白書は、政府が、中小企業基本法・小規模企業振興基本法に基づいて、毎年作成し、閣議決定を経て国会に提出する年次報告です。中小企業等の経営に携わる方としては、目を通しておきたい白書といえます。必要であれば、これらが掲載された経済産業省 HP の該当ページの URL などをお伝えいたします。